

多賀城市消費生活 版 第6号

経年劣化による 製品事故に「注意」

電気製品、ガス・石油機器は、経年劣化（製品に欠陥がなくても、年月が経つうちに、磨耗・腐食等が原因で品質・性能が劣化すること）により、死亡、重症、一酸化炭素中毒、火災、後遺障害事故など危害が重大な製品事故等が起こることがあります。

例えば、次のような製品事故があります

FF式石油温風暖房機

ゴム製の部品が劣化して燃焼ガスが室内に漏れ、不完全燃焼にいたり一酸化炭素中毒

屋内式ガス瞬間湯沸器

吸気口に堆積したほこりにより不完全燃焼が生じて一酸化炭素中毒、部品の劣化によるガス漏れで出火

エアコン

室外機の内部の電気部品（コンデンサー等）が故障して発煙・出火、小動物やほこり・湿気が電気基板部に侵入してトラッキング現象等が生じて発煙・出火



洗濯機

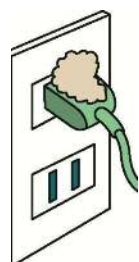
電気部品（コンデンサー等）が劣化したり、内部の電気配線が振動により断線して発煙・出火

これらの他にも、扇風機、換気扇、ガス・石油風呂釜などで経年劣化による製品事故が起こる可能性があります。

トラッキング現象とは

ほこりや湿気の影響で、

本来電気が流れない箇所が徐々に炭化していき、異常な電気が流れて発火にいたる現象。たとえば、コンセントに電源プラグを長期間差し込んだままにしていると、コンセントとプラグの周辺にほこりがたまり、そこに水滴や湿気が加わることで、プラグの刃と刃の間に電流が流れて火花放電を繰り返し、その部分が炭化し、電気が通り発火することがあります。コンセント周辺はほこりがたまらないようにこまめな清掃が必要です。



長期使用製品 安全点検制度

製品が古くなるなど部品等が経年劣化し、火災や死亡事故を起こすおそれがあります。「長期使用製品安全点検制度」では、経年劣化による重大事故発生のおそ

れが高い製品を「特定保守製品」とし、安全に使うための目安となる「設計標準使用期間」を設けています。メーカーに「所有者登録」をすると、「設計標準使用期間」の終わる頃に点検通知が届きます。消費者自身による点検が難しく、経年劣化による重大事故のおそれの多い製品が対象です。安全に使うために点検を受けましょう。

長期使用製品 安全表示制度

対象製品／ビルトイン式電気食器洗い機・浴室用電気乾燥機・屋内式ガス風呂釜・屋内式ガス瞬間湯沸器・石油風呂釜・石油給湯器・FF式石油温風暖房機

経年劣化による重大事故の発生率は高くないものの、事故件数が多い製品に「製造年」、「設計上の標準使用期間」、「経年劣化についての注意喚起」の表示を義務付けた制度です。表示された設計上の標準使用期間の終わりが近づいたら、異常な音や振動、においなど、製品の変化に注意しましょう。異常がある場合は、使用をやめ、電源プラグを抜き、メーカー・販売店に相談しましょう。

風機・ブラウン管テレビ・換気扇・洗濯機（乾燥装置を有するものを除く）

消費生活相談を受け付けています。



市役所2階の市民相談室（消費生活相談窓口）には専門の相談員がおり、悪質商法の被害や契約・取引のトラブルなど消費生活に関する相談や苦情をお聞きし、問題解決に向けた助言やあっせんを行っています。

相談は無料で、来室と電話で対応しています。相談内容によっては、より専門的な機関等を御案内する場合があります。

消費生活の 出前講座を 受付中です

多賀城市では、消費生活に関する出前講座を実施しています。講座を受講したい場合は、下記の連絡先まで御連絡ください。

「怪しい電話が来た」「頼んでもいないのに商品が届いた」「身に覚えのない請求が来た」など…
困ったときや、おかしいと思ったときは、すぐに下記までご連絡ください。

多賀城市消費生活相談窓口（市民相談室） 市役所2階
電話：022-368-1141 内線237・238

- 月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く） 午前8時30分～午後5時
- 専門の相談員がおります。お気軽にご相談ください。秘密は厳守いたします。

土曜日、日曜日のご相談は、宮城県消費生活センターをご利用ください。
受付時間：午前9時～午後4時 電話：022-261-5161